

# 旭川市生涯学習推進本部設置要綱

(目的及び設置)

**第1条** 旭川市の計画的、継続的な生涯学習の推進を目的として旭川市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 推進本部は、前条の目的を達成するために、次の事項を所掌する。

- (1) 生涯学習に関する施策の推進に関すること。
- (2) 生涯学習に関する事業の総合調整に関すること。
- (3) 生涯学習の普及・啓発に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は市長、副本部長は担当副市長及び教育長とする。
- 3 本部員は、別表1に掲げる者とする。
- 4 前項の構成員のほか、必要に応じて関係部長を構成員とすることができる。

(職務)

**第4条** 本部長は、推進本部の事務を総括し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 推進本部会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要に応じて召集する。

- 2 会議の議長は本部長とする。ただし、本部長が不在の時は副本部長が代理する。

(幹事会)

**第6条** 推進本部には、専門的事項を点検、調整するため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、座長及び幹事で組織する。
- 3 座長は社会教育部長をもって充て、幹事は別表2に掲げる者とする。
- 4 幹事会は、座長が必要に応じて召集し、主宰する。ただし、座長が不在の時は、社会教育部長があらかじめ指名する幹事が代理する。
- 5 第3項の構成員のほか、必要に応じて関係課長を構成員とすることができる。

(事務局)

**第7条** 本部の事務を処理するため、生涯学習推進本部事務局を教育委員会社会教育部社会教育課に置く。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成9年2月12日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年9月8日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 別表 1

## 旭川市生涯学習推進本部員

総合政策部長
総務部長
防災安全部長
税務部長
市民生活部長
福祉保険部長
子育て支援部長
保健所長
環境部長
経済観光部長
農政部長
都市建築部長
土木部長
消防長
学校教育部長
社会教育部長
上下水道部長
市立病院事務局長
議会事務局長
選挙管理委員会事務局長
20名

## 別表 2

## 旭川市生涯学習推進本部幹事

総合政策部政策調整課長
総務部総務課長
防災安全部防災課長
税務部税制課長
市民生活部市民生活課長
福祉保険部福祉保険課長
子育て支援部子育て支援課長
保健所保健総務課長
環境部環境政策課長
経済観光部経済総務課長
農政部農政課長
都市建築部住宅課長
土木部土木総務課長
消防本部総務課長
学校教育部教育政策課長
社会教育部社会教育課長
上下水道部総務課長
市立病院事務局経営管理課長
議会事務局総務調査課長
選挙管理委員会事務局次長
20名